

令和2年度 第4回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年7月10日（金）午後2時00分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 10名

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 藤平清子君 | 1番 渡邊通君 |
| 2番 小泉治久君 | 2番 吉田一男君 |
| 3番 柳生利幸君 | 3番 山崎明君 |
| 4番 浅野敬司君 | 4番 小見川清君 |
| 5番 吉田和嗣君 | 5番 小松崎秀昭君 |
| 6番 島田辰男君 | 6番 福岡みつ子君 |
| 7番 長谷川義洋君 | 7番 諏訪原早苗君 |
| 8番 横張清彦君 | 8番 野口裕司君 |
| 9番 青山和泉君 | 9番 栗山繁君 |
| 10番 山崎久司君 | 10番 大塚康夫君 |

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

報告第4号 農地証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 水間 宗 君

7. 会議の概要

午後2時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は20名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番島田辰男委員・7番長谷川義洋委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が17aです。〇〇小学校から東へ約150mに位置し、譲受人の自宅より50m、耕作計画は水稻の育苗です。保有農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、普通トラック1台です。契約内容は、所有権移転の売買、10aあたり〇〇万円です。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号2番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2aです。〇〇から南へ約100mに位置し、譲受人の自宅より1.5km、耕作計画は蕎麦です。保有農機具、トラクター4台、耕運機2台、コンバイン1台、トラック1台、軽トラック1台です。契約内容は、所有権移転の贈与です。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号1番から2番について、取得後、すべての農地を効率的に利用する事、機械、労働力、技術、地域との関係性、面積要件についても問題ありませんので、農地法第3条第2項に該当していない事を確認しています。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、2番を6番島田辰男委員お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理され、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理され、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日6月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が16aです。転用理由は、太陽光発電事業のためです。〇〇住宅より西へ約100mに位置しており、農用地区域外、周囲は森林及び既存の太陽光発電施設があり、宅地も点在し、周辺の農地を合わせても、農地の広がり10ha未満の小集団の農地です。

工事期間は令和2年9月1日から令和2年12月31日までです。契約内容は所有権移転（売買）、売買価格は〇〇万円です。造成計画については、盛土、切土は行わず現状のままで利用、周辺を防護柵で囲い、雨水については、自然流下させる計画です。

整理番号2番、申請日6月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が24aです。〇〇の北側に接しており、農用地区域外、周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても、農地の広がり10ha未満の小集団の農地です。転用理由は、幼稚園用地拡張のためです。鉄骨、木造平屋1棟、建築面積は16a、所要面積は59aです。工事期間は令和2年11月1日から令和3年3月10日までです。契約内容は所有権移転（売買）、売買価格は〇〇万円です。造成計画については、盛土、切土後、土留め工事を行う予定です。雨水は浸透処理施設で処理後、オーバーフロー分を道路側溝に放流、汚水は合併浄化槽で処理後、同じく道路側溝に放流する予定です。開発許可申請については、既に申請書が提出されており、許可見込みとなっております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員、整理番号2番を6番島田辰男委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地であり、雑草が茂っている状態でした。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

6番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日6月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は0.5a、〇〇中学校から東へ約700mに位置します。現在は県道稲敷阿見線の道路余剰地のような形状となっており、一部、宅地への進入路となっております。現況が伴わないということで、今回の申請となりました。現況写真（非農地）国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、お願いいたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明にもありましたが、県道の余剰地のような状態になっておりました。また、一部宅地への進入路とな

っており、砂利が敷きならされている状態であり、既に農地としての利用は困難な状況であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が15a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。
整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が12a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。
整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が16a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、2年の新設定です。
整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は山林で、1筆、面積が20a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、2年の新規設定です。
整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が80aの内50a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、4年の新規設定です。
整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が15aの内7a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、2年の新規設定です。
整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が52a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。
整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が4a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の新規設定です。
整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は田1筆、面積が3a、利用権の内容は水稻、地目は畑2筆、面積合計が3a、利用権の内容は普通畑、権利は使用貸借の利用権でございます。4年の新規設定です。
整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が107aの内48a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。
整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が52a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。
整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が9a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。
整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、阿見町〇〇、地目は畑で、4筆、山林で、1筆、面積合計が71a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が18a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が6a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が50a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、5筆、面積合計が132a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号16番が委員の斡旋による新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議 長：

説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

議 長：

これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事 務 局：

報告事項

1、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

3、制限除外の農地の移動届に対する決定について

4、農地証明の発行について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年7月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事 務 局：

報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長：

報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事 務 局：

続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長：

報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地証明の発行について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。事務局長専決により、証明の発行を行いました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○6月30日（火）茨城県農業会議総会〔水戸市〕

○7月6日（月）いばらき農業委員会女性協議会役員会

○7月7日（火）再生協議会

② 今後の予定

○7月13日（月）ジャガイモ収穫体験 9時集合 雨天順延14日（火）

○さわやかフェア 中止

③ 現地調査及び総会の予定

○8月現地調査 8月7日（金）当番農委 8番横張清彦委員

当番農委 9番青山和泉委員

○8月定例総会 8月11日（火）午後2時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 2時40分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印